

公益財団法人リーガル・エイド岡山 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人リーガル・エイド岡山（以下「本会」という）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊

費を含む)、手数料等の費用をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 本会理事は、無報酬とする。

2 本会監事のうち、公認会計士又は税理士の資格を有する監事については、年間報酬10万円までの範囲内で報酬を支給し、その他の監事は無報酬とする。

3 本会評議員は、無報酬とする。

(報酬等の支給)

第4条 監事の報酬等は、年間報酬額を毎年度3月のあらかじめ定めた日に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うも

のとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経て行なう。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることができる。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定に基づく公益財団法人リーガル・エイド岡山の設立の登記の日から施行する。